

国の除染事業

入札1企業体のみ7割

指摘後も改善なし

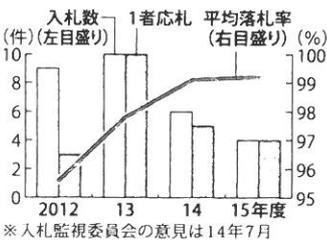
東京電力福島第一原発事故に伴って環境省が2012〜15年度に実施した本格除染29件の一般競争入札で、一つの共同企業体(JV)が入札して落札した1者応札が22件と7割超を占めていることが毎日新聞の調査で分かった。14年に外部識者の委員会が競争性の確保を求めたが、15年度は逆に全4件とも1者応札だった。専門家は「国は複数業者を競争させる工夫が足りなかったと指摘している。(26、27面に「検証・大震災」)

環境省の入札関連資料によると、12年度は本格除染9件中6件で複数のJVなどが競争したが、13年度以降の20件では福島県富岡町内の1件を除いて1者応札(入札表明後辞退含む)だった。また、除染が行われた11自治体のうち、自治体内を区域分けするなどして9自治体で複数回の入札があったが、富岡町を除く8自治体ではいずれも同じゼネコンが幹事のJVが落札していた。落札率(予定価格に占める落札額の割合)

自治体	入札回数	1者応札	落札率(%)
田村市	1	0	鹿島 95.8
川内町	2	0	大林組 94.5~98.8
楡葉町	2	0	前田建設工業 89.9~93.4
飯館村	5	5	大成建設 96~99.2
川俣町	2	2	大成建設 96.4~98.3
尾花町	2	2	奥村組 99.1~99.6
大熊町	2	2	清水建設 96.1~99.9
南相馬市	4	4	大成建設 95.7~99
富岡町	3	2	鹿島(1者応札) 99.7
			清水建設 98.5
浪江町	4	4	大林組(1者応札) 98.5
			安藤・間 96.4~100
双葉町	1	1	前田建設工業 99.8

※これ以外に環境省の除染には常磐道があり、2者応札で大成建設が95.8%で落札

は99%以上が12件に上り、平均は97.6%で、同省発注工事全体の一般競争入札の落札率(14年度平均88.5%)に比べて高かった。大学教授や弁護士ら5人で構成する同省の入札監視委員会は14年7月に「1者応札と高落札率について「もう少し競争性の確保できる取り組みを検討すること」と意見した。



域貢献などを点数化して決める。同事務所は「1者応札類推できる」と話した。

が多い理由を「不明」としつつ「工事の内容や現場の特殊性などが考えられる」としている。高落札率については「初めての事業で工事の見積もりが困難と考え積算基準などを公表したので、高い精度で予定価格を類推できる」と話した。

除染の費用は、環境省が肩代わりした後、東京電力に請求する。国への返済には、国が1兆円を出資した東電株の将来の売却益が充てられる。株価が低迷すれば、電気料金の値上げなどで賄われる電力各社などの負担金が注入される可能性がある。法政大大学院の武藤博己教授(行政学)は「除染は特殊な機械や専門技術が必要としない。入札までの準備期間を長くしたり、業者に入札に参加するよう要請したりして、何らかの

対策を講じるべきだった」と話している。【関谷俊介、小林洋子】

国直轄の本格除染 除染の効果的な方法を探るため実施したモデル除染の後、2012年度に始まった。対象は福島第一原発に近い11市町村。市町村ごとに策定した計画に基づき環境省が実施する。帰還困難区域を除いて6市町村で完了し、残り5市町村でも来年度中に完了する方針。落札額は29件で計約6100億円。

平成28年2月22日(月) 衆議院予算委員会
民主・維新・無所属クラブ 後藤祐一
出典:平成28年2月21日毎日新聞朝刊1面

抽出案件	■意見・□質問	回 答 等
一般競争入札 (総合評価落札方式)		
①平成 25 年度富岡町 除染工事 (その 1)	<p>高落札率について</p> <p>□金額が非常に高く、一者応札 (JV) だったことを考えると、競争性確保のためには、もう少し小分けにして競争性を高めることは出来なかったか。</p> <p>■これまでやったことのない非常事態における緊急性の高い事業のため、除染を早く行うことが最優先とするのはやむを得ない。一方で、2年が経過し経験も蓄積されてきている中では、もう少し競争性の確保できる取組を検討すること。</p> <p>□高落札率になっている理由は何か。</p> <p>契約変更について</p> <p>□除染工事での設計変更の割合が多いが、どうしてか。</p>	<p>□当案件は、汚染具合が比較的高い地域のため、農地の表土を 5 cm 剥ぎ取ってから除染する等、低い地域に比べ、金額が大幅に高くなっている。また、11 市町村を 10~20 年計画で順番に入札を出せば応札者も増えると思うが、平成 24, 25 年の 2 カ年で除染を行うことを政府として決定していた緊急性の高い事業のため、結果として高額な複数の発注を同時期に行う以外方法がなかった。一方で 2 年を経過して、発注の方法も徐々に確立し、終了した除染工事経験で積んだ業者の参加も見込めるため、例えば 26 年度は、富岡町川北地域を 2 分割して発注、加えて電子入札を採用した結果、3 者及び 2 者の応札があった。</p> <p>□これまで経験のない事業のため、地目、数量、除染の歩掛かり、除染の手法、単価などは公表されており、予定価格を類推する精度が上がっていると思慮する。</p> <p>□通常の工事であれば、2~3 年かけて調査、測量・設計となるが、数ヶ月で発注する必要があること、線量が高く現地に入れなかったこと等の理由から、航空写真から数量を概算で把握し発注しているため。地権者と除染の方法等の同意を得ながら事業を進めることも含め、地目の違い、除染方法の変更などに起こるため、必ず変更契約を複数回伴う事業となっている。</p>

平成二十八年二月二十二日(月) 衆議院予算委員会
 民主・維新・無所属クラブ 後藤 祐一
 出典 平成二十六年環境省入札監視委員会定例会審議概要
 (環境省HPより、一部抜粋)

会計検査院に対する特定秘密の提供について（政府統一見解）

1 特定秘密保護法第10条第1項第1号の解釈

特定秘密保護法第10条に基づく特定秘密の提供は、会計検査院を含むすべての相手方について、行政機関の長が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたときに限り、行われる。

2 安倍総理の答弁（2月10日衆議院予算委員会）

- ①「我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたとき、これは、かからないということではありません」
- ②「しかし会計検査院がこれに当たるということはおよそ考えられない」、「我が国の安全保障に著しい支障、著しい支障という、これは相当の縛りでございますから、これを会計検査院に適用するということはおよそ考えられない」等と答弁した

3 岩城国務大臣の答弁（同上）

- ①「第10条1項にあります我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたとき、これは会計検査院にも適用されます」
- ②「検査に必要な資料の提供、これについては適用がない」、「検査上の必要があるとして求められた資料、これにつきましては、法的に適用されない」等と答弁した

4 会計検査院からの資料要求について法第10条第1項第1号は「適用」されるか否か、また、安倍総理と岩城国務大臣の答弁の関係

総理、大臣とも、まず、特定秘密の提供には、法第10条第1項第1号が一般的に適用されること（上記1の趣旨）を答弁している（①）。

その上で、総理、大臣とも、会計検査院に検査に必要な資料の提供を法第10条第1項第1号に沿って検討する際に、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたときという同号の限定が具体的

に適用され、その結果、特定秘密の提供が行われないことはおよそ考えられないという趣旨で答弁している(②)。

①と②の間に矛盾はなく、また、総理と大臣の答弁の間にも矛盾はない。

(参照条文)

○特定秘密の保護に関する法律(平成25年12月13日法律第108号)(抜粋)

第10条 (略)行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、特定秘密を提供するものとする。

一 特定秘密の提供を受ける者が次に掲げる業務又は公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務において当該特定秘密を利用する場合(略)であつて、当該特定秘密を利用し、又は知る者の範囲を制限すること、当該業務以外に当該特定秘密が利用されないようにすることその他の当該特定秘密を利用し、又は知る者がこれを保護するために必要なものとして、(略)イに掲げる業務以外の業務にあつては政令で定める措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたとき。

イ (略)

ロ (略)

二～四 (略)

2～3 (略)

○特定秘密の保護に関する法律

(その他公益上の必要による特定秘密の提供)

第十条 第四条第五項、第六条から前条まで及び第十八条第四項後段に規定するもののほか、行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、特定秘密を提供するものとする。

一 特定秘密の提供を受ける者が次に掲げる業務又は公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務において当該特定秘密を利用する場合(次号から第四号までに掲げる場合を除く。)であつて、当該特定秘密を利用し、又は知る者の範囲を制限すること、当該業務以外に当該特定秘密が利用されないようにすることその他の当該特定秘密を利用し、又は知る者がこれを保護するために必要なものとして、イに掲げる業務にあつては附則第十条の規定に基づいて国会において定める措置、イに掲げる業務以外の業務にあつては政令で定める措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めるとき。

イ 各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第百四条第一項(同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。)又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十五号)第一条の規定により行う審査又は調査であつて、国会法第五十二条第二項(同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。)又は第六十二条の規定により公開しないこととされたもの

ロ 刑事事件の捜査又は公訴の維持であつて、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百一十一号)第三百十六条の二十七第一項(同条第三項及び同法第三百十六条の二十八第二項において準用する場合を含む。)の規定により裁判所に提示する場合のほか、当該捜査又は公訴の維持に必要な業務に従事する者以外の者に当該特定秘密を提供することがないと認められるもの

二 民事訴訟法(平成八年法律第九号)第二百二十三条第六項の規定により裁判所に提示する場合

三 情報公開・個人情報保護審査会設置法(平成十五年法律第六十号)第九条第一項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合

四 会計検査院法(昭和二十二年法律第七十三号)第十九条の四において読み替えて準用する情報公開・個人情報保護審査会設置法第九条第一項の規定により会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合